

防災と国民保護との基本的相違

自然災害

主として自然による事象

事象の本質

当該地域の災害リスク
(気候、地形、地盤等による)

リスクの所在

- ・自然のハザードは、国の努力によって回避不可能
- ・歴史的に見て、自然災害については各地方公共団体が防災施策を講じ、規模態様等に応じて国が相応の支援を行ってきた経緯

責任の所在

- ・災害の規模態様等に応じ、第一義的には市町村が対応するがそれでは対応できない場合に、都道府県や国が相応に対応

対応主体

- ・基本的に各地域で収集
- ・国へ伝達

情報の収集

武力攻撃事態等

- ・わが国への外国からの組織的な攻撃
- ・ダメージを最大化するため意図的に行われる

わが国と外国その他の外部との間の外交関係等に起因するリスク

- ・国レベルの外交関係その他の諸事情に起因して生じる事態
- ・我が国に対する攻撃がなされる場合、具体的にはいずれかの地方公共団体の区域に対して当該攻撃が行われることとなるが、その事態の発生に当該地方公共団体が責任を有するわけではない

- ・侵害排除は自衛隊のみが担いうる

- ・武力攻撃災害への地方公共団体の対応は、国の指示等に基づく対応が基本

- ・通常、国が最も多くの情報を有し、適切な分析を行い得る
- ・基本的に 国が収集・分析
- ・地方へ伝達

武力攻撃事態に対応する国民保護については、
国全体として万全の措置が講じられるよう、国が
基本的な責任を担うべき

第1 総則

1 通則

(1) 目的

武力攻撃事態等における国、地方公共団体等の責務、国民の協力等に関する事項を定めることにより、国全体として万全な態勢を整備し、国民の保護のための措置を総合的に推進

(2) 国等の責務

国は、国民の保護のための措置に係る国の方針を明らかにし、万全の措置を講ずるとともに、実施に係る経費について、国費により適切に措置。また、武力攻撃事態等において、国民の安全を確保するため、その組織及び機能の全力を挙げて対処

地方公共団体は、国の方針に基づき、当該地方公共団体の地域における措置を推進

国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関は、相互に連携協力

(3) 国民の協力

国民は、協力を要請されたときは、必要な協力をするよう努める。協力は、国民の自発的な意思にゆだねられる。

(4) 配慮事項

① 国民に対し、国民の保護のため、正確な情報を適時かつ適切な方法で提供

② 不当な差別、思想及び良心の自由の侵害、表現の自由の不当な制限の禁止など基本的人権を尊重。武力攻撃事態等への対処に伴う権利制限に対する補償、訴訟及び不服申立ての迅速な処理

③ 高齢者、障害者等に対する配慮、国際人道法的确な実施

④ 日本赤十字社の自主性の尊重及び放送事業者の言論の自由の侵害の禁止

2 国民の保護に関する国の基本指針

(1) 政府は、武力攻撃事態に備え、あらかじめ、国民の保護に関する基本指針を作成（安全保障会議に諮問、閣議決定、国会への報告）

(2) 基本指針では、想定される武力攻撃事態の類型、警報の発令、避難の指示、被災者等の救援、武力攻撃災害への対処等に関する国の基本的な方針を規定

3 国民の保護に関する計画

(1) 指定行政機関、都道府県、市町村及び指定公共機関等が計画において定めるべき事項（実施する措置、実施体制、関係地方公共団体及び関係機関との連携など）

(2) 指定行政機関の長、都道府県知事及び指定公共機関は、この法律及び基本指針に基づき、国民の保護に関する計画又は業務計画を作成（内閣総理大臣に協議）

(3) 市町村長及び指定地方公共機関は、この法律及び都道府県の計画に基づき、国民の保護に関する計画又は業務計画を作成（都道府県知事に協議）

4 国の体制整備

国民の保護に関する基本指針の案の作成、国民の保護に関する計画又は国民の保護に関する業務計画の協議その他国民保護法制の施策に関する企画立案及び総合調整に関する事務は、内閣官房において処理する。

5 都道府県国民保護協議会・市町村国民保護協議会（仮称）

(1) 都道府県及び市町村に、関係機関の代表者等からなる協議会を設置

(2) 都道府県知事及び市町村長は、国民の保護に関する計画を作成するときは、協議会に諮問

6 国民の保護のための措置の実施体制

(1) 武力攻撃事態等対策本部（以下「対策本部」という。）は、国民の保護のための措置を総合的に推進

(2) 閣議決定で指定を受けた地方公共団体の長は、都道府県対策本部又は市町村対策本部を設置（本部長はそれぞれ都道府県知事又は市町村長）。地方公共団体の長は、内閣総理大臣に指定を要請できる。本部の設置にかかわらず、地方公共団体は、この法律で定めるところにより国民の保護のための措置を適切に実施

- (3) 都道府県対策本部及び市町村対策本部は、当該地域に係る国民の保護のための措置を総合的に推進（都道府県対策本部長及び市町村対策本部長に総合調整権）
- (4) 防衛庁長官は、都道府県対策本部長の求めがあった場合において、必要があるときは、その指名する職員を都道府県対策本部の会議に出席させるものとする。
- (5) 都道府県対策本部長の権限
- ① 指定地方行政機関等の長又は指定公共機関等に対し、本部の会議に職員を出席させるよう要求できる。
 - ② 指定行政機関及び指定公共機関の国民の保護のための措置の実施に関し、対策本部長に対し、総合調整を行うことを要求できる。
 - ③ 都道府県警察及び教育委員会に対し、国民の保護のための措置を実施するために必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求めることができる。
- (6) 市町村対策本部長は、都道府県及び指定公共機関等の国民の保護のための措置の実施に関し、都道府県対策本部長に対し、総合調整を行うことを要請できる。また、指定行政機関及び指定公共機関の国民の保護のための措置の実施に関し、都道府県対策本部長に対し、対策本部長に対する総合調整の要請を行うことを求めることができる。
- (7) 都道府県知事は、指定行政機関等の長、当該都道府県の他の執行機関、市町村長又は指定公共機関等に対し、対処措置の実施を要請できる。また、この法律で定めるところにより、市町村長に対し、必要な指示をすることができる。
- (8) 市町村長は、都道府県知事又は市町村の他の執行機関に対し、対処措置の実施を要請できる。また、都道府県知事に対し、指定行政機関の長又は指定公共機関等に国民の保護のための措置の実施を要請することを求めることができる。
- (9) 都道府県知事は、防衛庁長官に対し、自衛隊の部隊等の派遣を要請できる。また、市町村長は、都道府県知事に対し、自衛隊等の派遣を要請することを求めることができる。
- (10) 指定公共機関等は、業務計画に基づき、国民の保護のための措置を実施。指定行政機関の長又は地方公共団体の長に対し、応援を求めることができる。

7 国、都道府県及び市町村が行う国民の保護のための措置

- (1) 国は、警報の発令、避難措置の指示、救援の指示、大規模又は特殊な武力攻撃災害への対処などの国民の保護のための措置を行う。
- (2) 都道府県は、避難の指示、避難住民等の救援、武力攻撃災害の防除又は拡大の防止などの国民の保護のための措置を行う。
- (3) 市町村は、警報の伝達、避難の誘導、武力攻撃災害に係る応急措置、消防などの国民の保護のための措置を行う。

8 訓練

指定行政機関の長等は、それぞれ又は共同して訓練を実施する。

第2 避難に関する措置

1 警報の発令等

- (1) 対策本部長は、警報を発令（警報の内容 ①武力攻撃事態等の現状及び予測、②武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域、③住民及び公私の団体に対し周知させるべき事項）
- (2) 対策本部長は、警報の内容を指定行政機関の長に通知、総務大臣は都道府県知事に通知、都道府県知事は市町村長に通知。市町村長は、防災行政無線等により警報の発令及び警報の内容を住民に伝達。放送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関は、警報の内容を放送
- (3) 事態の推移に応じ、対策本部長は、武力攻撃及び武力攻撃災害の状況等の情報を随時国民に提供

2 避難の指示等

- (1) 対策本部長は、避難元及び避難先の関係都道府県知事に避難措置を指示するとともに、関係指定行政機関に通知
- (2) 避難措置の指示を受けた都道府県知事は、市町村長を通じて住民に避難を指示（避難先、避難経路、交通手段等を明示）

3 避難住民の誘導

- (1) 市町村長は、関係機関の意見を聴いて、避難実施要領を策定
- (2) 市町村長は、避難実施要領で定めるところにより、避難住民を誘導。この場合において、市町村の職員並びに消防長及び消防団長を指揮
- (3) 市町村長は、警察若しくは海上保安庁又は自衛隊に、避難住民の誘導を要請することができる。
- (4) 市町村長は、緊急の必要があるときは、警察署長等に必要な措置を講ずるよう要請
- (5) 病院等の施設の管理者は、当該施設に在る者の避難について、適切な措置を講ずるよう努める。
- (6) 避難住民を誘導する者は、危険を生じさせ、又は危害を受けるおそれのある者等に対し、必要な警告又は指示
- (7) 都道府県知事は、市町村長による避難住民の誘導を補助・支援
- (8) 都道府県知事は、市町村長に避難住民の誘導を適切に行うよう指示。指示に基づく措置が講じられないときは、職員を指揮し、避難住民を誘導
- (9) 指定公共機関等である運送事業者は、避難住民の運送を行う。

4 避難に関する是正措置

内閣総理大臣は、避難の指示、避難住民の受入れ又は避難住民の誘導が適切に行われない場合は、是正措置を講ずる。

第3 救援に関する措置

1 救援

- (1) 対策本部長は、都道府県知事に救援を指示
- (2) 救援の指示を受けた都道府県知事は、避難住民及び被災者の救援（収容施設の供与、食品の給与、生活必需品の給与、医療の提供等）を実施（指定公共機関等である運送事業者は、緊急物資を運送）
- (3) 都道府県は、救援に係る事務の一部を市町村に行わせることができる。また、日本赤十字社に委託することができる。
- (4) 都道府県知事の措置
 - ① 物資の生産、販売等を業とする者に対し、医薬品、食品等の緊急物資について保管を命令し、売渡しを要請。正当な理由なく拒否したときは、収用することができる。
 - ② 収容施設又は臨時の医療施設を開設するため、同意を得て、土地、家屋又は物資を使用。正当な理由なく拒否したときは、同意を得ないで使用することができる。
 - ③ 都道府県知事は、医療関係者に医療の実施を要請。正当な理由なく拒否したときは、医療の実施を指示することができる。
- (5) 内閣総理大臣は、救援が適切に行われない場合は、是正措置を講ずる。

2 安否情報

- (1) 市町村長は安否情報の収集、整理に努め、逐次都道府県知事に報告。都道府県知事は、報告を受けた安否情報を整理し、遅滞なく総務大臣に報告
- (2) 総務大臣及び地方公共団体の長は、安否の照会に応じ情報を提供しなければならない。
- (3) 日本赤十字社は、外国人に関する情報の収集及び整理に努め、安否の照会に応じ情報を提供

第4 武力攻撃災害への対処に関する措置

1 武力攻撃災害への対処

- (1) 国は、武力攻撃災害の防除又は拡大の防止のため、自ら必要な措置を講ずるとともに、地方公共団体と協力し、武力攻撃災害への対処に関する措置を総合的に推進
- (2) 対策本部長は、武力攻撃災害への対処のため必要があるときは、都道府県知事に対し指示
- (3) 都道府県知事は、武力攻撃災害の防除又は拡大の防止が特に困難であるときは、内閣総理大臣に対し、必要な措置を講ずるよう求めることができる。市町村長は、都道府県知事を通じて、同様の措置要求を行うよう求めることができる。
- (4) 内閣総理大臣は、都道府県知事から要求があったときは、関係大臣を指揮し、必要な措置を実施
- (5) 都道府県知事は、緊急の必要があるときは、緊急通報を発令

2 武力攻撃災害への対処措置

- (1) 指定行政機関の長は、原子炉等による被害の防止のため、原子力事業者等に対し、施設の使用の停止等を命ずることができる。
- (2) 指定行政機関の長は、危険物質等による危険の防止のため、取扱者に対し、危険物質等の取扱所の使用の停止等を命ずることができる。
- (3) 内閣総理大臣は、放射性物質等による汚染への対処のため、関係大臣を指揮し、汚染の発生原因となる物の撤去、汚染の除去、住民の避難及び救援その他必要な措置を実施
- (4) 生活関連施設等の安全確保
 - ① 指定行政機関の長及び都道府県知事は、関係機関の意見を聴いて、生活関連施設等の管理者に対し、警備の強化等必要な措置を講ずるよう要請
 - ② 都道府県公安委員会及び海上保安部長等は、生活関連施設等の敷地及び周辺区域に立入制限区域を指定
 - ③ 内閣総理大臣は、関係大臣を指揮し、危険の防除、周辺住民の避難その他必要な措置を実施

3 応急措置等

- (1) 市町村長又は都道府県知事による応急措置等
 - ① 武力攻撃災害を拡大させるおそれがある設備又は物件の除却
 - ② 退避の指示
 - ③ 土地、建物等の一時使用等及び支障物件の除却
 - ④ 警戒区域の設定
- (2) 警察官及び海上保安官並びに自衛官は、補完的に応急措置等を実施
- (3) 消防庁長官は、都道府県知事等に対し、武力攻撃災害の防御等に関し指示を行うことができる。

4 保健衛生等

- (1) 感染症予防法、検疫法、予防接種法、墓地・埋葬法及び廃棄物処理法の特例措置
- (2) 文化庁長官は、管理者等に対し、文化財の保護のための措置を命令

第5 その他

- (1) 国は、生活関連物資等の価格安定、金銭債務の支払延期等の措置を適切に実施
- (2) 指定公共機関である電気事業者、ガス事業者等による適切な供給の実施
- (3) 都道府県公安委員会による緊急輸送の確保のための交通規制、車両の移動指示
- (4) 指定行政機関の長その他の公共的施設の管理者は、応急復旧を実施
- (5) 災害復旧の実施責任者は、武力攻撃災害復旧を実施（財政上の措置については、別に法律を制定）
- (6) 指定行政機関の長等による避難、救援等に必要な物資及び資材の備蓄
- (7) 都道府県知事は、避難又は救援のため、あらかじめ避難施設を指定

第6 財政上の措置等

- (1) この法律の規定による収用その他の処分を受けた者に対し、損失を補償。国又は地方公共団体は、要請を受け、国民の保護のための措置に協力した者が、死亡、負傷等したときは、損害を補償
- (2) 国は、総合調整又は内閣総理大臣の指示に従った結果、損失を受けた地方公共団体等の損失を補てん
- (3) 国民保護法制に基づいて実施する措置に要する費用は、その実施の責めに任ずる者が支弁
- (4) 地方公共団体が行う国民の保護のための措置に要する費用については、原則として国が負担。ただし、地方公共団体の職員の人件費や管理及び行政事務の執行に要する費用などは除く。

第7 罰則

- ① 原子炉、危険物質等による危険防止のための措置命令に従わなかった者
- ② 物資の保管命令に従わず、又は保管命令等に伴う立入検査を拒んだ者
- ③ 交通規制又は警戒区域若しくは立入制限区域の立入制限等に従わなかった者 など

※ 武力攻撃事態等に準ずる大規模テロ等が発生した事態においても、国民の保護のための措置に準じて必要な措置を講ずることを検討する。

国民保護法制における国・地方公共団体の事務一覧
(「国民の保護のための法制の「要旨」について」より)

未定稿

事務概要		国		都道府県		市町村
第1総則	①計画・国民保護協議会	2 (1) 2 (3)	→	4 (1) 4 (3)	→	5 (1) 5 (3)
		3 (1) 3 (3)				
		6 (1) 6 (3)		6 (1) 6 (3)		
		7				
				8 (1) 8 (3)		9 (1) 9 (3)
				8 (2)		9 (2)
	②対策本部	10 (1)				
		10 (2)	→	10 (3)	→	10 (3)
			↙	10 (3)	→	10 (3)
			↘	10 (3)	→	10 (3)
		10 (3)		10 (3)		10 (3)
			10 (4)		10 (4)	
			10 (5)		10 (5)	
		10 (5)				
10 (5)		←	10 (5)	↗		
			10 (5)	↖	10 (5)	
			10 (5)		10 (5)	
			10 (5)		10 (5)	
			10 (5)		10 (5)	
③国民の保護のための措置		11 (1)	→	11 (2)	→	11 (3)
			11 (2)		11 (3)	
			11 (2)	←	11 (3)	
			11 (2)			
			11 (2)	←	11 (3)	
	11 (4)					
	④組織の整備・訓練	12 (1)		12 (1)		12 (1)
		12 (2)				
		12 (3)				
	⑤警報	1 (1) 1 (3)	→	1 (3)	→	1 (3)
1 (4)						
1 (6)						
1 (5) 放送事業者は業務計画に基づき警報の内容を放送						

国民保護法制における国・地方公共団体の事務一覧
(「国民の保護のための法制の「要旨」について」より)

未定稿

第2 避難に関する措置

第3 救援に関する措置

事務概要	国	都道府県	市町村
⑥ 避難	2 (1) 対策本部長は、総務大臣を経由し、都道府県知事に対し避難措置の指示及び通知	3 (1) 市町村長を経由し住民に対し避難の指示(避難経路、交通手段その他避難の方法)	3 (1) 住民に対し避難の指示(避難経路、交通手段その他避難の方法)
	2 (3)	3 (2)	3 (2)
	3 (4) 都道府県知事が所要の避難の指示を行わないときは、避難指示を行うよう指示又は自ら当該措置を実施	4 (1) 避難元及び避難先の都道府県知事は、避難住民の受入についてあらかじめ協議	
	4 (5) 総務大臣は、都道府県知事に対し、住民の避難に係る措置を円滑に行うための勧告		
	4 (6) 都道府県の区域を越えた避難住民の受入れに関する措置について、内閣総理大臣の是正の指示及び内閣総理大臣自らの対処は正の実施	4 (2) 避難先都道府県知事は、正当な理由がない限り、避難住民の受入れを拒否してはならない	4 (4) 通知を受けた市町村長は、避難住民を受入れ
		4 (3) 避難住民を受け入れる市町村の決定及び当該市町村への通知。避難元の都道府県知事に通知	
			5 (1) 関係機関の意見を聴いて避難実施を定め、住民に伝達し、消防長、警察署長及び海上保安部長等並びに自衛隊の部隊等の長に通知
			5 (2) 避難実施要領により、市町村の職員並びに消防長及び消防団長を指揮し、避難住民を誘導
			5 (3) 警察署長若しくは海上保安部長等又は国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長に対し、避難住民の誘導を要請
			5 (4) 警察署長等は避難誘導に当たり、市町村長と協議。市町村長は警察署長等に対し情報の提供を求め、必要な措置を要請
			5 (6) 避難住民を誘導する者は、危険を生じさせ、又は危害を受けるおそれのある者に対し、警告又は指示
			5 (6) 警察官又は海上保安官は危険な場所への立入禁止、退去措置、又は物件の除去等の措置(警察官又は海上保安官がいなければ消防吏員又は自衛官が措置を実施)
	5 (9) 都道府県知事が避難住民の誘導に関する措置を講じていないときは、内閣総理大臣の是正の指示	5 (7) 市町村長が避難住民の誘導を適切に行っていないときは、市町村長に対し避難住民の誘導を指示又は自ら実施	
		5 (8) 避難住民の誘導を円滑に行うため、市町村を支援	
	5 (10) 避難住民その他の者に対し、援助について協力を要請	5 (10) 避難住民その他の者に対し、援助について協力を要請	5 (10) 避難住民その他の者に対し、援助について協力を要請
⑦ 救援		6 (1) 運送事業者に避難住民の運送をもとめることができる	6 (1) 運送事業者に避難住民の運送をもとめることができる
		6 (2) 指定公共機関等が住民避難の運送の求めに応じないときは、対策本部長、都道府県対策本部長に対しその旨を通知	6 (2) 指定公共機関等が住民避難の運送の求めに応じないときは、対策本部長、都道府県対策本部長に対しその旨を通知
	6 (3) 運送事業者の安全を確保した上で、指定公共機関等に対し、住民の運送が行われなときは、行うよう指示	6 (3) 運送事業者の安全を確保した上で、指定公共機関等に対し、住民の運送が行われなときは、行うよう指示	
	3 (3) 放送事業者は、業務計画に基づき、避難指示の内容を放送		
	1 (1) 都道府県知事に対し、救援の指示	1 (2) 以下に掲げる避難住民等の救援を実施・収容施設の供与・食品の給与及び飲料水の供給・寝具その他生活必需品の給与又は貸与・医療及び助産・被災者の捜索及び救出・埋葬及び火葬・電話その他の通信設備の提供・その他政令で定めるもの	1 (4) 都道府県知事が行う救援の補助
		1 (3) 救援を迅速に行う必要があるときは、市町村長に事務の一部を行わせることができ、必要あるときは指示	
		1 (8) 救援を必要とする者及びその近隣者に、その援助の協力を要請	
	1 (9) 指定行政機関の長は、緊急の必要があるとき又は都道府県知事からの要請に応じ、物資の収用又は保管命令を自ら実施	1 (9) 救援物資(医薬品、食品等)の所有者への売渡しを要請し、正当な理由なく応じないときは当該物資を収用。物資確保のため緊急の必要時には保管を命ずる	
		1 (10) 収容施設・医療施設確保のため、土地、家屋等を所有者の同意を得て使用し、理由なく同意しないときは、同意を得ないで使用	
		1 (11) 医療関係者に対し、医療の要請。理由なく応じないときは医療を行うよう指示	
	1 (12) 厚生労働大臣は、救援の実施に関し、他の都道府県知事に応援を指示		
	1 (13) 都道府県知事が救援の支援を求めるときは、救援に係る物資の供給その他の支援を実施		
	1 (14) 内閣総理大臣は、都道府県知事の救援に関する措置について、是正の指示又は自ら関係大臣を指揮し当該措置を実施		
	1 (15) 外国政府等からの医療提供の申出を許可		
	1 (16) 薬事法による承認を受けていない医薬品等の輸入許可		
	1 (17) 海外からの支援の受入に必要な措置を講ずるための政令を制定		
	1 (18) 救援を行う都道府県知事その他の者に、赤十字標章等の使用許可		
	1 (6) 電気通信事業者の避難施設における電話その他の通信設備の設置		
	1 (7) 運送事業者の緊急物資の運送		

国民保護法制における国・地方公共団体の事務一覧
(「国民の保護のための法制の「要旨」について」より)

未定稿

事務概要		国		都道府県		市町村			
⑧ 安否 情報	2 (1)	安否情報の収集、整理、外国人の安否情報の収集に協力	←	2 (1)	安否情報の収集、整理及び総務大臣への報告。外国人の安否情報の収集に協力	2 (1)	安否情報の収集、整理及び総務大臣への報告。外国人の安否情報の収集に協力		
	2 (3)			2 (3)		2 (3)			
	2 (2)			2 (2)		2 (2)			
	2 (3) 日本赤十字社の外国人の安否情報の収集及び整理								
第4 武力攻撃災害への対処に関する措置	⑨ 武力攻撃災害への対処	(武力攻撃災害への対処)	1 (1)	自ら必要な措置を講ずるとともに、地方公共団体と協力し、武力攻撃災害への対処に関する措置を総合的に推進					
			1 (2)	都道府県知事に対し、武力攻撃災害の防除又は拡大の防止のための措置の指示	1 (3)	武力攻撃災害の防除又は拡大の防止のために必要な措置を実施	1 (3)	武力攻撃災害の防除又は拡大の防止のために必要な措置を実施	
			1 (5)	内閣総理大臣は、都道府県からの求めに対し、関係大臣を指揮し、必要な措置を実施	1 (4)	災害の規模が著しく大きい又は特殊なときは、武力攻撃災害の防除に関し、内閣総理大臣に措置を求めることができる	1 (6)	都道府県知事に対し、内閣総理大臣に対する措置要求を行うよう求めることができる	
			1 (7) 武力攻撃災害の兆候を発見した者は市町村長又は消防吏員、警察官若しくは海上保安官に通報						
				1 (8)	武力攻撃災害が発生し、又は発生しようとしている場合で緊急の必要がある場合、緊急通報を発令				
			1 (9) 放送事業者は、業務計画に基づき緊急通報を放送						
		生活関連施設の安全確保	2 (1)	生活関連施設等の管理者に対し、施設の安全確保のための措置を要請	2 (1)	生活関連施設等の管理者に対し、施設の安全確保のための措置を要請			
			2 (2)	生活関連施設等の警備強化等必要な措置の実施	2 (2)	生活関連施設等の警備強化等必要な措置の実施	2 (2)	生活関連施設等の警備強化等必要な措置の実施	
			2 (4)	内閣総理大臣は、生活関連施設の周辺の安全確保のため、関係大臣を指揮し、危険の防除、周辺住民の避難その他の措置の実施	2 (3)	都道府県公安委員会等は、都道府県知事からの要請又事態に照らして特に必要なときは、生活関連施設等の周辺に立入制限区域を指定			
		危険物等による危険及び放射性物質等による汚染等の防止	3 (1) 原子力防災管理者は、放射性物質又は放射線が放出されるおそれがあるときは、関係指定行政機関の長及び地方公共団体の長に通報						
	3 (2) 原子力防災管理者は、武力攻撃災害が発生したときは、被害の発生又は拡大の防止のため、応急措置を実施								
	4		指定行政機関の長は、武力攻撃事態等において、事業者に対し原子炉の停止、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の所在場所の変更その他必要な措置を命令						
	5 (1)		武力攻撃災害等において、人の生命又は身体に対する危険が生ずるおそれのある危険物質等による被害を防止するため、法令に基づき適切な措置	5 (1)	武力攻撃災害等において、人の生命又は身体に対する危険が生ずるおそれのある危険物質等による被害を防止するため、法令に基づき適切な措置	5 (1)	武力攻撃災害等において、人の生命又は身体に対する危険が生ずるおそれのある危険物質等による被害を防止するため、法令に基づき適切な措置		
	5 (2)		被害防止のため緊急の必要があるときは、危険物質等の取扱者に対し、危険物等の取扱所の使用停止・制限その他必要な措置を命令	5 (2)	被害防止のため緊急の必要があるときは、危険物質等の取扱者に対し、危険物等の取扱所の使用停止・制限その他必要な措置を命令	5 (2)	被害防止のため緊急の必要があるときは、危険物質等の取扱者に対し、危険物等の取扱所の使用停止・制限その他必要な措置を命令		
	6 (1)		内閣総理大臣は、放射性物質等による汚染が生じたときは、関係大臣を指揮し、汚染の除去その他必要な措置を講じ、住民の避難及び救援等を実施						
	6 (2)		内閣総理大臣は、関係都道府県知事への汚染拡大の防止のため、協力を要請	6 (3)	都道府県知事は、市町村長又は都道府県警察への汚染拡大の防止のため、協力を要請				
	6 (4)		汚染物質の移動制限、汚染された生活用水の給水制限、交通の遮断等の措置を命令	6 (4)	汚染物質の移動制限、汚染された生活用水の給水制限、交通の遮断等の措置を命令				
	応急措置等			7 (1)	市町村長による設備等の除去等の指示をまついとまがないときは、自ら指示	7 (1)	武力攻撃災害を拡大させるおそれのある設備等の除去等を設備の管理者等々に指示		
				7 (2)	市町村長による退避の指示をまついとまがないときは、自ら指示を実施	7 (2)	緊急の必要があるときは、住民に対し退避(屋内退避を含む)を指示		
				7 (3)	緊急の必要があるときは、他人の土地、建物その他の工作物を一時使用し、物件を使用若しくは収用。武力攻撃災害への対処に支障となるものの除去	7 (3)	緊急の必要があるときは、他人の土地、建物その他の工作物を一時使用し、物件を使用若しくは収用。武力攻撃災害への対処に支障となるものの除去		
				7 (4)	市町村長による警戒区域の設定等の措置をまついとまがないときは、自ら措置を実施	7 (4)	警戒区域を設定し、当該区域への立入制限・禁止、退去命令		
				7 (5)	住民に対し、武力攻撃災害への対処の援助について協力を要請	7 (5)	住民に対し、武力攻撃災害への対処の援助について協力を要請		
	消防	(消防)	8 (2)	消防庁長官は、都道府県知事に対し、武力攻撃災害を防衛するための消防に関する措置を指示(人命の救助等のため特に緊急を要するときは自ら市町村長に指示)	8 (2)	市町村長若しくは消防長又は水防管理者に対し、武力攻撃災害の防衛に関する措置を講ずるよう指示	8 (1)	消防は、国民の生命身体及び財産を武力攻撃に伴う火災から保護し、武力攻撃災害を防除し、被害の軽減	
			8 (3)	消防庁長官は、被災都道府県以外の都道府県知事に対し、被災市町村の消防の応援等の措置を指示(人命の救助等のために特に緊急を要するときは被災市町村以外の市町村長に指示)	8 (3)	消防庁長官の指示に応じ、市町村長に対し、消防職員の応援出動等の措置の指示			
	感染症法の特例等	(感染症法の特例等)	9 (1)	感染症法、墓地埋葬法の特例	9 (3)	住民の健康保持、環境衛生の確保のため、住民に対しその援助について協力を要請	9 (3)	住民の健康保持、環境衛生の確保のため、住民に対しその援助について協力を要請	
			9 (2)						
			10	環境大臣は生活環境の保全のため、一定の期間、特例地域を指定し、廃棄物処理法の規定にかかわらず廃棄物の処理に関する基準等の策定					
			11 (1)	文化庁長官は、重要文化財の所有者等に対し、所在の場所又は管理方法の変更その他の保護に関する措置命令、勧告。所有者に措置を講じさせることが適当でないときは自ら必要な措置					
11 (2)									
被災情報	(被災情報)	12 (1)	指定行政機関の長等は、被災情報を収集し対策本部長に報告						
		12 (2)	対策本部長は、報告された被災情報を内閣総理大臣に報告し、国民に公表。内閣総理大臣は国会に報告						

国民保護法制における国・地方公共団体の事務一覧
(「国民の保護のための法制の「要旨」について」より)

未定稿

	事務概要	国	都道府県	市町村
第5 国民生活の安定に関する措置	⑩ 国民生活の安定・生活基盤の確保・応急の復旧	1 (1) 国民生活と関連ある物資、役務等の価格の高騰若しくは供給不足等に対し適切な措置を実施	1 (1) 国民生活と関連ある物資、役務等の価格の高騰若しくは供給不足等に対し適切な措置を実施	1 (1) 国民生活と関連ある物資、役務等の価格の高騰若しくは供給不足等に対し適切な措置を実施 (指定都市のみ)
		1 (2) 金銭債務の支払の延期、権利の保存期間の延長の政令を制定し、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律の規定を準用		
		1 (4) 政府関係金融機関は特別な金融措置その他適切な措置の実施し、日本銀行は業務計画に基づき銀行券の発行、通貨及び金融の調節を行い、信用秩序の維持に資する措置を実施		
		2 (1) 電気事業者、ガス事業者及び水道事業者は、安定的かつ適切な供給を行うための措置を実施		
		2 (2) 運送業者、電気通信事業者、日本郵政公社又は一般信書便事業者である指定公共機関等及び医療機関は、業務計画に基づき必要な措置を実施		
		2 (3) 河川管理施設、道路、港湾又は空港の適切な管理		
第6 復旧その他の措置	⑪ 復旧その他の措置	3 (1) 指定行政機関の長等は、武力攻撃災害による被害が発生したときは、公的施設及び設備について応急の復旧を実施	3 (1) 武力攻撃災害による被害が発生したときは、公的施設及び設備について応急の復旧を実施	3 (1) 武力攻撃災害による被害が発生したときは、公的施設及び設備について応急の復旧を実施
			3 (2) 指定行政機関の長に対し、応急の復旧のための支援を求めることができる	3 (2) 都道府県知事に対し、応急の復旧のための支援を求めることができる
		1 (1) 指定行政機関の長等災害復旧の実施について責任を有するものは、武力攻撃災害の復旧を実施	1 (1) 災害復旧の実施について責任を有するものは、武力攻撃災害の復旧を実施	1 (1) 災害復旧の実施について責任を有するものは、武力攻撃災害の復旧を実施
		1 (2) 武力攻撃災害の復旧に係る経費については、別に法律で定めるところにより、国費による措置を講ずる		
		2 (1) 住民の避難及び避難住民等の救援に必要な物資及び資材の備蓄	2 (1) 住民の避難及び避難住民等の救援に必要な物資及び資材の備蓄	2 (1) 住民の避難及び避難住民等の救援に必要な物資及び資材の備蓄
		2 (4) 指定行政機関の長等は、国民保護のための措置に必要な物資及び資材を備蓄	2 (3) 救援物資及び資材が不足するときは、指定行政機関の長にその供給について必要な措置を要請	2 (3) 救援物資及び資材が不足するときは、都道府県知事にその供給について必要な措置を要請
		2 (5) 指定行政機関の長等は、応急の復旧等に必要な物資及び資材を備蓄	2 (5) 応急の復旧等に必要な物資及び資材を備蓄	2 (5) 応急の復旧等に必要な物資及び資材を備蓄
			3 住民を避難させ、又は救援を行うため、政令の基準を満たす施設を、あらかじめ施設の管理者の同意を得て、避難施設として指定	
			4 (1) 指定行政機関の長又は指定公共機関に対し職員のパ遣を要請	4 (1) 指定行政機関の長又は指定公共機関に対し職員のパ遣を要請
		4 (3) 要請又はあっせんに応じ、事務の遂行に著しい支障のない限り、適任と認める職員を派遣	4 (3) 要請又はあっせんに応じ、事務の遂行に著しい支障のない限り、適任と認める職員を派遣	4 (3) 要請又はあっせんに応じ、事務の遂行に著しい支障のない限り、適任と認める職員を派遣
第7 財政上の措置等	⑫ 財政上の措置等	1 (1) 法律の規定による収用その他の処分により通常生ずべき損失を補償	1 (1) 法律の規定による収用その他の処分により通常生ずべき損失を補償	1 (1) 法律の規定による収用その他の処分により通常生ずべき損失を補償
		1 (2) 総合調整又は是正の指示に基づく措置による都道府県又は指定公共機関の損失を補てん	1 (3) 総合調整又は知事の指示に基づく措置による市町村又は指定公共機関等の損失を補てん	
		1 (4) 国民保護のための措置等に協力した者が、死亡、負傷等したときは、損害を補償	1 (4) 国民保護のための措置等に協力した者が、死亡、負傷等したときは、損害を補償	1 (4) 国民保護のための措置等に協力した者が、死亡、負傷等したときは、損害を補償
			1 (5) 要請に応じ又は指示に従って医療を行う医療関係者が死亡、負傷等したときは、損害を補償	
		2 (1) 国民保護法制の規定に基づき実施した措置に要する費用は、その実施の責めに任ずる者が支弁	2 (1) 国民保護法制の規定に基づき実施した措置に要する費用は、その実施の責めに任ずる者が支弁	2 (1) 国民保護法制の規定に基づき実施した措置に要する費用は、その実施の責めに任ずる者が支弁
		2 (2) 地方公共団体が支弁した費用のうち、次に掲げるものについては国が負担 ・住民の避難に関する措置に要する費用 ・避難住民等の救援に関する措置に要する費用 ・武力攻撃災害への対処に関する措置に要する費用 ・地方公共団体が行う損失補償、損害補償等に要する費用	2 (2) 地方公共団体が支弁した費用のうち、職員の人件費、地方公共団体の管理及び行政事務の執行に要する費用並びに地方公共団体が施設の管理者として行う事務に要する費用は、地方公共団体が負担 故意又は重過失がある場合は、地方公共団体が行う損失補償、損害補償等に要する費用についても地方公共団体が負担	2 (2) 地方公共団体が支弁した費用のうち、職員の人件費、地方公共団体の管理及び行政事務の執行に要する費用並びに地方公共団体が施設の管理者として行う事務に要する費用は、地方公共団体が負担 故意又は重過失がある場合は、地方公共団体が行う損失補償、損害補償等に要する費用についても地方公共団体が負担
第8 雑則	⑬ 雑則			1 救援及び避難施設の指定に関する事務は指定都市により処理
第9 雑則	⑭ 罰則	2 地方公共団体が処理することとされている事務は、原則として第一号法定受託事務		
		次に掲げる者には、刑罰を科する。 ①原子炉等による被害防止のための措置命令に従わなかった者②危険物質等による危険防止のための措置命令に従わなかった者③物資の保管命令に従わなかった者 ④赤十字標章等をみだりに使用した者⑤通行禁止・制限に従わなかった車両の運転者⑥原子力災害について通報をしなかった原子力防災管理者 ⑦放射性物質等による汚染拡大の防止のための措置命令に従わなかった者⑧土地・家屋の使用又は物資の収用に關し、立入検査を拒み、妨げ、忌避した者 ⑨物資の保管に關し、必要な報告をせず、又は虚偽報告をした者⑩警戒区域又は立入制限区域への立入の制限・禁止又は退去命令に従わなかった者		

※武力攻撃事態等に準ずる大規模テロ等が発生した事態においても、国民の保護のための措置に準じて必要な措置を講ずることを検討する。

平成 16 年度予算内示状況（国民保護関係）

1 デジタル防災行政無線（消防補助金） 18 億円（⑮16 億円アナログ含む）

国の武力攻撃事態等に関する情報を文字や画像により、住民に迅速に提供するための設備整備費（補助率実質 1 / 2、概ね全国 20～25 箇所）

2 消防団・自主防災組織資機材整備（消防補助金） 4 億円

武力攻撃事態における避難の実施にあたり、行政機関では対応しきれない住民一人ひとりへのきめ細かい警報・避難指示の周知徹底や適切な避難誘導を担う消防団・自主防災組織の活動に必要な資機材整備費
（衛星携帯電話、携帯用無線機、サイレン吹鳴装置、エンジンカッター等）

3 国民保護関係事業費 1.5 億円（新規）

国民保護モデル計画の作成（基本編、重要インフラ施設編を想定）
避難マニュアルの作成（一般編、重要インフラ施設編を想定）
危機管理体制整備検討（地方公共団体の組織体制の標準化の検討）
国民保護指導・普及啓発（小冊子の配布等）

4 国民保護に係る組織等の整備 0.4 億円（新規）

消防庁に国民保護室（仮称）及び国民保護運用室（仮称）の 2 室を新設、定員 9 名を確保

<参考>

緊急消防援助隊の全国規模の図上訓練等・ブロック訓練（全国 6 ブロック）等経費として 7 6 百万円を確保（⑯新規）